

静岡県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年4月2日

静岡県監査委員	森	裕
静岡県監査委員	渡邊	芳文
静岡県監査委員	鳥澤	由克
静岡県監査委員	田口	章

第1 監査の概要

令和3年2月15日及び3月12日に、随時に実施した監査である。

現金、預金、郵券類等の管理状況及び財務会計の事務手続について、静岡県監査委員監査基準に基づき、財務監査（随時監査）を実施した。

第2 随時監査（本庁及び出先機関）の結果

1 監査結果がある機関（監査結果の概要は別表のとおり。）

(1) スポーツ・文化観光部観光局観光政策課

ア 監査実施日 令和3年3月12日

イ 監査対象 日本平山頂シンボル施設に関する指定管理業務の事務手続

ウ 監査結果

(7) 財務監査 注意 指定管理業務に係る不適切な事務処理

2 監査結果がない機関

(1) 健康福祉部医療局地域医療課

ア 監査実施日 令和3年3月12日

イ 監査対象 地方独立行政法人静岡県立病院機構への業務委託の事務手続

(2) 農林大学校

ア 監査実施日 令和3年3月12日

イ 監査対象 生産物売払収入に関する事務手続

(3) 中央図書館

ア 監査実施日 令和3年2月15日

イ 監査対象 現金、預金、郵券類等の管理状況

(4) 袋井商業高等学校

ア 監査実施日 令和3年2月15日

イ 監査対象 現金、預金、郵券類等の管理状況

(5) 富士宮警察署

ア 監査実施日 令和3年2月15日

イ 監査対象 現金、預金、郵券類等の管理状況

(別表) 監査結果の概要

【随時監査（本庁）】

監査箇所	区分	概要	
スポーツ・文化 観光部観光局観 光政策課	注意	件名	指定管理業務に係る不適切な事務処理
		内容	日本平山頂シンボル施設指定管理業務において、日本平山頂シンボル施設管理業務仕様書のうち休館日の記載に誤りがあった。 また、日本平山頂シンボル施設の設置及び管理に関する条例の規定に反して国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を休館日とする年間運営計画書を受理し、承認していた。